

伊賀市人権保育基本方針

2004(平成 16)年 11 月に制定した「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」に基づき、こどもを権利の主体として尊重し、人権尊重の社会の実現を担うこどもを育てるために、2007(平成 19)年 2 月に市内の公立・私立の保育所(園)の職員・保護者で構成する伊賀市解放保育研究会が発足、2012(平成 24)年 6 月に伊賀市解放保育基本方針を策定しました。

市では、共に認め合い、共に生き、共に育ち合い、こどもの生きる力を培い、こどもの持つ可能性を最大限に発揮できることをめざし、伊賀市解放保育研究会とともに解放保育を進めてきました。

一方、社会では、こどもを取り巻く人々の価値観や社会構造等の多様化が進み、家族の小規模化、地域とのつながりの希薄化等により、子育ての機能低下や孤立が見られます。保護者は不安感や負担感から追い詰められた結果、こどもの人権が守られない事態が生じるなど、大きな社会問題となっており、こどもの人権を尊重することを基本に据えた保育実践が必要不可欠なものとなっています。

こうしたなか、2023(令和 5)年 4 月に「こども基本法」が施行され、第 3 条の基本理念を基に「こどもの権利条約」を基礎として、次世代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関らずその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども施策を総合的に推進することとされました。

これを受けて、伊賀市ではこれまで大切にしてきた解放保育を、幼児教育を取り巻く新たな動向や知見を保育実践に反映・発展させていくために「人権保育基本方針」を策定することとします。差別の現実から深く学ぶことを再認識

するとともに、これまで取り組んできた歴史や経緯を継承しながら、すべての保育所（園）において、人権保育の創造に向けた、更なる実践の推進と深化を図ります。

1 人権保育の推進

すべての保育所（園）では、人権保育を推進し、保育者・保護者が人権（権利や自由）を尊重する子育てに連携して取り組むとともに、こどもたちが対等な人間関係を築き、互いを大切にしよう仲間づくりの実現をめざして、日々の実践を積み重ねていきます。

伊賀市の保育がめざしてきた「生きる喜びをわかちあい、心身ともに健やかにのびるこども」を柱に「ひとを認め、ひとを思い、ひとの痛みがわかる子」を人権保育の基本理念に据え、子育てに関わる多くの悩みや課題を抱えてきた保護者やこどもの権利が守られていない現実学び、一人ひとりの人権が大切にされ、こどもの「生きる力」を育み、人権尊重を基盤にした、保育実践を展開します。

（１）保育内容・保育実践の充実

以下のめざすこども像の実現に向けて、すべての保育所（園）で取組を進めます。

- ①自分のことが好きで、自分を大切にすること（自己肯定感、自己効力感等）
- ②友だちを大切にし、互いの違いを認め合いながら、仲間とのつながりを広げていけるこども（他者受容・仲間づくり・インクルーシブ）
- ③命を大切にし、尊重できるこども（生命の尊重）
- ④自分の思いや意見が言え、自分で判断できるこども（自己決定）
- ⑤見通しやイメージを持ち何事にも主体的・意欲的に取り組めるこども

(意欲と主体性)

- ⑥差別や人権侵害、不公正など「おかしいこと」を「おかしい」と捉えることができ、解決しようと行動できることも（反差別の意識と行動）

(2) 職員の実践力向上等のための研修の充実・強化

すべての保育所（園）職員が、あらゆる差別の現実を認識し、自らの課題として深く学ぶ姿勢を養い、差別を見抜き、許さず、なくしていく感性と実践力を培う研修を行います。

- ・人権についての基本認識
- ・部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権課題への共通認識
- ・研修内容の充実と資質向上
- ・実践の交流、情報交換
- ・キャリア別研修の体系化

(3) 保護者との連携（支援を含めた啓発）

こどもの育ちを保障するためには、そのこどもの背景を知ることが必要不可欠です。とりわけ、こどもの人権意識は、まわりの大人の姿勢や考え方に大きく影響されます。保育所（園）と家庭がともに「どんなこどもに育てていくか」共通の認識をもって保育を進めていきます。

- ・人権についての学びの場の設定
- ・こどもの生活実態から見えてくる差別の現実把握
- ・こどもの将来を見据えて保護者とともに取り組む子育て
- ・保育所（園）と保護者がともに考え合う機会の設定
- ・保護者同士がつながり合う場の設定

（４）地域・関係機関との連携体制

こどもを取り巻くすべての大人が豊かな人権感覚を持ち、信頼し合える人間関係づくりに努め、地域ぐるみの子育てを進めていきます。

- ・人権を基調にした子育てネットワークの充実と連携
- ・将来的なこども像を見据えた保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校、高校、地域との連携
- ・子育て支援の促進

（５）保育目標に対する評価

保育所（園）は、保育目標に対する評価を行い、人権保育の取組が充実・発展できるよう進めていきます。

- ・人権尊重の取組を基盤にした保育目標の設定及び周知
- ・アンケートの実施と分析、評価、取組の改善

2 人権保育推進への支援

市は、人権保育を進めるため、保育所（園）と連携を密にし、共通の認識のもと、総合的な人権保育の推進が図れるよう支援します。

- ・計画策定への支援
- ・具体的な取組に対する支援

2024 年 11 月